

総合評価方式（工事）の手引き

令和 7 年 3 月

坂出市

目 次

1. 総合評価方式導入の目的.....	1
2. 総合評価方式の適用.....	1
3. 総合評価方式の適用区分.....	1
4. 技術提案の審査・評価.....	2
5. 総合評価の方法.....	2
6. 落札者の決定方法.....	2
7. 評価項目および配点.....	4
8. 評価項目および評価基準について.....	5
(1) 技術提案の評価.....	5
(2) 施工計画の評価.....	5
(3) 企業の施工能力の評価.....	7
(4) 配置予定技術者の評価.....	9
(5) 社会性・地理的条件の評価.....	13
9. 技術提案書.....	18
(1) 技術提案書の提出.....	18
(2) 技術提案書の書式.....	18
(3) 技術提案書の不備による失格.....	19
(4) 様式第2号記載上の注意事項等.....	20
10. 技術提案が履行できなかった場合の措置.....	22
(1) 工事成績の減点および違約金徴収の対象について.....	22
(2) 工事成績の減点.....	23
(3) 違約金の徴収.....	23
11. 学識経験者の意見聴取.....	24
12. 入札および契約の過程に関する苦情処理.....	25
13. 評価結果等の公表.....	25
14. 技術提案等資料の取扱い.....	25
15. 総合評価落札方式の評価項目の内容、評価基準および配点.....	26
16. 「様式第1号」技術提案書鑑.....	28
17. 「様式第2号」技術提案書（技術提案）.....	29
18. 「様式第2号」技術提案書（施工計画）.....	31
19. 「様式第3-1号」技術提案書（技術提案型・施工計画型・実績評価型） （企業の施工能力、配置予定技術者）.....	33
20. 「様式第3-1号」技術提案書（企業評価型）.....	35
21. 「様式第3-2号」技術提案書（社会性・地理的条件）.....	36
22. 「様式第3-3号」技術提案書（社会性・地理的条件）.....	37
23. 「墜落事故等防止取組計画」・「交通事故防止取組計画」（様式第3-2号における添付書類）.....	38

24. 「様式第 3-2 号」 「災害時の活動体制」 における連絡体制等の記載例.....	44
25. 「様式第 4-1 号」 技術提案（技術提案・施工計画） 実施計画・報告書.....	45
26. 「様式第 4-2 号」 実施状況.....	47
27. 「様式第 4-3-1、4-3-2 号」 実施計画書（墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画）	48
28. 「様式第 4-4-1、4-4-2 号」 履行確認表（墜落事故等防止取組計画・交通事故防止取組計画）	53
29. 「様式第 4-5 号」 履行確認表（下請けの市内業者の活用）	58
30. 「様式第 5 号」 技術提案審査結果通知書（企業評価型）	59
31. 「様式第 7 号」 工事成績の減点値および違約金通知書.....	61
32. 相殺通知書.....	62
33. 相殺通知受領書	63

1. 総合評価方式導入の目的

国、地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有しており、公共工事は、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められている。

平成 17 年 4 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念の下、本市においても総合評価方式による入札・契約を導入し、発注者の責務の明確化、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図っていくこととする。

2. 総合評価方式の適用

総合評価方式は、原則として設計金額が 3,000 万円以上で、施工能力と入札価格とを総合的に評価することが適当と認められる工事において適用することとする。

ただし、緊急性の高いもの、あるいはその内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除く。

3. 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次のいずれかの方式を適用する。

① 技術提案型

施工方法等について技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案（脱炭素化に関する取組、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等）を求めるもの

② 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画の提案（コンクリート構造物等の品質確保、安全対策、周辺環境への配慮等）を求めるもの

③ 実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画等の提案は求めず、企業の施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの

④ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、企業の工事成績評定点や地域精通度等により評価を行うもの

工事規模による適用範囲は、原則、下記のとおりとする。

工事規模と適用範囲

：適用範囲
 ：適用可能範囲

3 億円				
2 億円				
1 億円				
3 千万円				
	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型

4. 技術提案の審査・評価

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した工事特性、地域特性等に応じた評価項目および評価基準に基づき、技術提案の審査・評価を行う。

5. 総合評価の方法

総合評価に関する評価値の算出方法としては、除算方式を原則とする。

6. 落札者の決定方法

いずれの総合評価方式においても、落札者の決定は以下の方法による。

1) 入札参加者は、価格および技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2) 評価値の算定方法（除算方式）

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned}
 \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：千万円）} \\
 &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格（単位：千万円）}
 \end{aligned}$$

評価値は、小数点以下4位（5位四捨五入）とする。

○標準点：100点

必要事項が記載された技術提案書を提出した場合は100点の標準点を与える。

○加算点：

加算点は、技術提案等に対し評価項目および評価基準に基づき評価された加算点

を加える。

なお、加算点は、小数点以下2位（3位四捨五入）とする。

【計算例】

企業評価型で、得られた得点が**66点**の場合の加算点は、

$$(66 \div 105) \times 10 = 6.29 \quad \text{〔小数点以下2位（3位四捨五入）〕} \quad \text{となる。}$$

A社の加算点が**6.29点**、入札価格が**36,945,000円**（消費税抜き）の場合の評価値は

$$(100 + 6.29) \div (36,945,000 \div 10,000,000)$$

$$= 106.29 \div 3.6945$$

$$= 28.7698 \quad \text{〔小数点以下4位（5位四捨五入）〕} \quad \text{となる。}$$

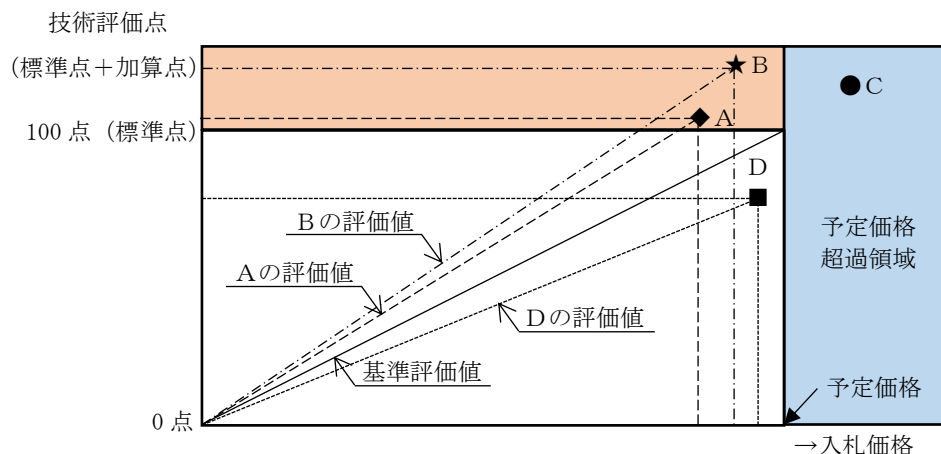
③ 基準評価値

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点（標準点）} \div \text{予定価格（単位：千万円）}$$

〔小数点以下4位（5位四捨五入）〕

④ 評価値の考え方



【解説】 評価値は、技術評価点を入札価格で除したもののなので、入札価格あたりの技術評価点となる。つまり、上のグラフで言う傾きを表し、傾きが大きいほど評価値が高いという結果になる。

グラフの中で、まずC社については予定価格を超えているから落札者とはなれない。次に、D社は基準評価値を下回っているため落札者となれない。A社とB社の競争だが、B社の方が傾きが大きいことから、B社が落札者となる。このケースのように、総合評価方式では、入札価格が最低でなくても、施工実績や施工計画等の提案が優秀な場合、落札者になれる場合がある。

3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

7. 評価項目および配点

評価項目および配点は、下表のとおり。

これまでの施工実績や、提出された技術提案書により評価する。

評価の視点	評価項目	企業 評価型	実績 評価型	施工 計画型	技術 提案型
技術提案	① 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	—	—	—	100
	② 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項				
	③ 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項				
	④ 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項				
	⑤ 脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項				
施工計画	⑥ 本体構造物等の品質管理方法の適切性	—	—	20	—
	⑦ 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	—	—	20	—
	⑧ 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	—	—	20	—
企業の 施工能力	⑨ 過去5年度間および今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	10	10	10
	⑩ 過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績 評定点の平均点 【令和5年度～令和8年度経過措置】	25 【12】	25 【12】	25 【12】	25 【12】
	⑪ 受注能力（手持ち工事量）	20	20	20	20
	⑫ 直近の坂出市発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)
配置予定 技術者	⑬ 配置予定技術者の資格	—	5	5	5
	⑭ 過去5年間および今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	—	10	10	10
	⑮ 過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況	—	10	10	10
	⑯ 若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の配置	10	—	—	—
社会性・ 地理的条 件	⑰ 地域精通度（営業拠点）	20	20	20	20
	⑱ ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5
	⑲ 労働災害防止および交通事故防止等への取組	15	15	15	—
	⑳ 災害時の活動体制	10	10	10	—
	㉑ 技術職員数	—	—	10	10
	㉒ 建設機械の台数	—	—	10	10
	㉓ 下請けの市内業者の活用	—	—	5	5
	㉔ 低入札に対する評価	0(-50～)	0(-50～)	0(-50～)	0(-50～)
合計点	【～令和8年度】	105 【92】	130 【117】	215 【202】	230 【217】
加算点		10	15	20	30

8. 評価項目および評価基準について

(1) 技術提案の評価

技術提案は、「技術提案型」総合評価方式において、提案を求める項目である。

当該工事において提案を求める事項について、技術的な工夫の具体的な提案を評価する。

評価項目	評価細目	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
		配点	配点	配点	配点
①総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。 ただし、「⑤脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項」の評価細目は、必須項目として設定する。	—	—	—	100
②工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項					
③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項					
④将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項					
⑤脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項					

【解説】

技術提案の評価項目、評価基準は工事内容により異なる。また、評価内容および評価基準は当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしているので、必ず入札公告の内容を確認すること。

評価点の得られた評価項目における評価細目について、提案書に記載された履行確認が必要となる。例えば、「評価項目 3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」における「評価細目 3-〇. 工事中の環境対策について」について、得点が得られた場合は、評価細目 3-〇内に記載した提案事項全てについて履行確認をする必要があるので注意すること。

評価された評価項目における評価細目について、提案事項の詳細な履行確認方法を様式第 4-1 号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込むこと。（様式第 4-1 号を施工計画書の一部として利用する。）

評価された評価項目における評価細目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第 4-2 号にて竣工時に提出すること。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出すること。

(2) 施工計画の評価

施工計画は、「施工計画型」総合評価方式において、提案を求める項目である。

当該工事において提案を求める事項について、共通仕様書等に記載されている取組内容の具体的な提案を評価する。

⑥本体構造物等の品質管理方法の適切性（土木工事の場合（建築等工事は 27 P 参照））

評 価 細 目
無筋コンクリートの品質管理対策
鉄筋コンクリートの品質管理対策

設備の品質管理対策
法面工の品質管理対策
鋼構造物の品質管理対策

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
要求事項について全てに有効な提案あり	—	—	20	—
〃 有効な提案あり	—	—	10	—
上記以外	—	—	0	—

⑦安全対策に関し配慮すべき事項への適切性（土木・建築等工事共通）

評 価 細 目
安全巡視
工事区域の立入防止施設監視員・誘導員
交通対策（道路路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
要求事項について全てに有効な提案あり	—	—	20	—
〃 有効な提案あり	—	—	10	—
上記以外	—	—	0	—

⑧環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性

評 価 細 目
騒音振動対策（土木・建築等工事）
水質汚濁対策 〃
粉塵対策 〃
建設混合廃棄物減量化対策（土木工事）

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
要求事項について全てに有効な提案あり	—	—	20	—
〃 有効な提案あり	—	—	10	—
上記以外	—	—	0	—

【解説】

施工計画の評価細目、評価基準は工事内容により異なる。

評価点の得られた評価項目について、提案書に記載された履行確認が必要となる。例えば、「評価項目 1 .

本体構造物等の品質管理方法の適切性」における提案事項①、②のいずれか一方が評価された場合は、評価点1の得点は10点となり、評価項目1は評価が得られた項目となるため、提案事項①、②の両方とも履行確認する必要があるので注意すること。

評価された評価項目における提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込むこと。(様式第4-1号を施工計画書の一部として利用する。)

評価された評価項目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出すること。また写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出すること。

(3) 企業の施工能力の評価

企業の施工能力として、過去の同業種工事の施工実績や、工事成績評定点等について評価する。

なお、当該入札公告における入札参加資格要件が「共同企業体」による要件である場合、企業の施工能力の各評価項目における評価は「共同企業体」の代表者の実績を評価することとしているが、詳細は入札公告等で確認すること。

⑨過去5年度間および今年度に完成した同業種工事の施工実績

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	—	10	10	10
CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり	—	5	5	5
CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし	—	0	0	0

【解説】

- ・令和2（該当年度-5）年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を対象とする。※令和〇は該当年度によって変更する。（以下同様）
- ・同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とする。
- ・評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。
- ・規模の評価は、発注工事の予定価格に対する最終契約金額の割合で評価する。
- ・共同企業体としての施工実績は出資比率に応じた金額にて評価する。
- ・建設業許可番号、CORINS登録番号等は正確に記載すること。確認できない場合は評価しない。

⑩過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
82点以上	25	25	25	25
81点以上 82点未満	23	23	23	23
80点以上 81点未満	21	21	21	21
79点以上 80点未満	19	19	19	19
78点以上 79点未満	17	17	17	17

77 点以上 78 点未満	15	15	15	15
76 点以上 77 点未満	13	13	13	13
75 点以上 76 点未満	11	11	11	11
74 点以上 75 点未満	9	9	9	9
73 点以上 74 点未満	7	7	7	7
72 点以上 73 点未満	5	5	5	5
71 点以上 72 点未満	3	3	3	3
71 点未満または坂出市発注工事の成績評定点なし	0	0	0	0

【解説】

- ・過去 5 年間とは、完成日が令和 2（該当年度-5）年 1 月 1 日から令和 6（該当年度の前年度）年 12 月 31 日までとする。
- ・同業種工事の業種は、建設業法の 29 業種区分とする。
- ※令和 4 年度は、配点を「0 点」（令和 3 年度以前工事成績評定未実施のため）とし、令和 5～8 年度は、工事成績評定実績数の蓄積状況を勘案し、経過措置として配点を「25 点」から「12 点」に縮小する。
（工事成績評定点 82 点以上を満点（12 点）とし、1 点刻みで 71 点未満（0 点）までを配点）
令和 9 年度に、現行の「25 点」に戻す予定とする。

⑪受注能力（手持ち工事量）

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
0	20	20	20	20
0 超 0.3 未満	16	16	16	16
0.3 以上 0.6 未満	12	12	12	12
0.6 以上 0.9 未満	8	8	8	8
0.9 以上 1 未満	4	4	4	4
1 以上	0	0	0	0

【解説】

- ・急激な受注増加は、企業のバックアップ体制や技術者の体制等が脆弱になる可能性が示唆されていることから、品質確保の促進を図るため「手持ち工事量」を評価する。
- ・坂出市発注工事における、過去 5 年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合を評価する。（金額は全て当初契約金額で算定する。）共同企業体の場合は、出資比率に応じて算定する。
- ・ここでいう「坂出市発注工事」とは、坂出市総務課経由で発注した設計金額 100 万円以上の工事に限る（令和 5 年度以前は 100 万円以上を対象とし令和 6 年度以降の設計金額は 130 万円以上を対象とする。）ものとする。
- ・債務負担行為に基づく契約の場合、本年度受注工事額および過去 5 年間の工事受注年平均額は、各年度の支払限度額を用いる。
- ・過去 5 年度間とは、当初契約日が令和 2（該当年度-5）年 4 月 1 日から令和 7（該当年度）年 3 月 31 日までとする。
- ・本年度受注工事額は、令和 7（該当年度）年 4 月 1 日から開札日前日までに落札した工事を対象とする。

⑫直近の坂出市発注工事の工事成績評定点

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
過去1年以内の完成工事で65点未満なし	0	0	0	0
過去1年以内の完成工事で65点未満あり	-10	-10	-10	-10

【解説】

- ・入札期間の最終日から1年以内の工事成績評定点を対象とする。
- ・坂出市発注工事の成績評定点のない場合は、「65点未満なし」とする。

(4) 配置予定技術者の評価

配置予定技術者について、取得資格や過去の同業種工事の施工実績等について評価する。

配置予定技術者を複数人記載している場合は、3項目の評価の合計点の最も低い者で評価する。

なお、入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者と同一でない場合、配置予定技術者名の記載のない場合等、確認できない場合は評価しない。

⑬配置予定技術者の資格

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
指定資格取得後5年以上	—	5	5	5
指定資格取得後5年未満	—	3	3	3
指定資格取得なし	—	0	0	0

【解説】

- ・指定資格とは、対象資格表のうち、発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とする。
- ・開札日からの5年で判断する。
- ・当該資格の合格証明書または登録証等の写しの添付の無い場合等、確認できない場合は評価しない。
(監理技術者資格者証の写しは評価しない。)

対象資格表

建設工事の種類	建設業の許可業種	対 象 資 格	備 考
土木一式工事	土木工事業	・1級建設機械施工管理技士 ・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設） ・技術士 農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」） ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」） ・技術士 森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）	合格証明書 合格証明書 登録証 登録等証明書 登録等証明書 登録等証明書
建築一式工事 大工工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	・1級建築施工管理技士 ・1級建築士	合格証明書 免許証
左官工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 熱絶縁工事 建具工事	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	・1級建築施工管理技士	合格証明書
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	・1級建設機械施工管理技士 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設） ・技術士 農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」） ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」） ・技術士 森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）	合格証明書 合格証明書 合格証明書 登録証 登録等証明書 登録等証明書 登録等証明書
石工事	石工事業	・1級土木施工管理技士	合格証明書
塗装工事	塗装工事業	・1級建築施工管理技士	合格証明書
電気工事	電気工事業	・1級電気工事施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設） ・技術士 電気電子、総合技術監理（電気電子）	合格証明書 登録証 登録証
管工事	管工事業	・1級管工事施工管理技士 ・技術士 機械「流体工学」または「熱工学」、 総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」） ・技術士 上下水道、総合技術監理（上下水道） ・技術士 衛生工学、総合技術監理（衛生工学）	合格証明書 登録等証明書 登録証 登録証
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」、 総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	合格証明書 合格証明書 免許証 登録等証明書
ほ装工事	ほ装工事業	・1級建設機械施工管理技士 ・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設）	合格証明書 合格証明書 登録証
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	・1級土木施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設） ・技術士 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）	合格証明書 登録証 登録等証明書
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	・技術士 機械、総合技術監理（機械）	登録証
電気通信工事	電気通信工事業	・1級電気通信工事施工管理技士 ・技術士 電気電子、総合技術監理（電気電子）	合格証明書 登録証
造園工事	造園工事業	・1級造園施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設） ・技術士 森林「林業」または「森林土木」、 総合技術監理（森林「林業」または「森林土木」）	合格証明書 登録証 登録等証明書
さく井工事	さく井工事業	・技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」、 総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	登録等証明書
水道施設工事	水道施設工事業	・1級土木施工管理技士 ・技術士 上下水道、総合技術監理（上下水道） ・技術士 衛生工学「水質管理」または「廃棄物管理」、 総合技術監理（衛生工学「水質管理」または「廃棄物管理」）	合格証明書 登録証 登録等証明書
清掃施設工事	清掃施設工事業	・技術士 衛生工学「廃棄物管理」、 総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	登録等証明書
解体工事	解体工事業	・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・技術士 建設、総合技術監理（建設）	合格証明書 合格証明書 登録証

⑭過去5年度間および今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者または現場代理人（有資格者）としての施工経験

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	—	10	10	10
CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり	—	5	5	5
CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし	—	0	0	0

【解説】

- ・ 令和2（該当年度-5）年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を対象とする。
- ・ 同業種工事の業種は、建設業法の29業種区分とする。
- ・ 評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。
- ・ 主任（監理）技術者または現場代理人（有資格者）としての施工実績を対象とする。
- ・ 現場代理人（有資格者）の場合は、現場代理人評価対象資格表のうち発注者の示した建設工事の種類に対応する資格を従事期間の全てにおいて有していた場合に評価の対象とする。
- ・ 従事期間は、工期の2/3以上従事しているものを対象とする。
（ただし、工期に専任を要しない期間を含む場合は、専任を義務付けられた期間の2/3以上従事しているものを評価の対象とする。）
- ・ 規模の評価は、発注工事の予定価格に対する最終契約金額の割合で評価する。
- ・ 共同企業体としての施工経験は出資比率に応じた金額にて評価する。
- ・ 技術者個人の施工実績の評価のため、現在の会社以外での施工実績も対象とする。
- ・ 建設業許可番号、CORINS登録番号等は正確に記載すること。確認のできない場合は評価しない。
- ・ 現場代理人（有資格者）の場合は、従事期間において、現場代理人評価対象資格表のうち発注者の示した建設工事の種類に対応する資格を有していたことが確認できる当該資格の合格証明書または登録証等の写しの添付の無い場合は評価しない。

現場代理人評価対象資格表

資格区分		建設業の種類																				備考									
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	途	防	内	機	絶	通	園	井	水	消	清	解	備考	
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工管理技士	○				○								○																合格証明書	
	2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）	○				○								○																合格証明書	
	1級土木施工管理技士	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○		○								○				合格証明書	
	2級土木施工管理技士	○				○	○	○			○	○	○	○	○	○										○				合格証明書	
	1級建築施工管理技士		○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					○				合格証明書	
	2級建築施工管理技士		○									○	○	○													○			合格証明書	
	1級電気工事施工管理技士																									○				合格証明書	
	2級電気工事施工管理技士																													合格証明書	
	1級管工事施工管理技士																													合格証明書	
	2級管工事施工管理技士																													合格証明書	
建設業法 「技術検定」	1級電気通信工事施工管理技士																													合格証明書	
	2級電気通信工事施工管理技士																													合格証明書	
	1級造園施工管理技士																													合格証明書	
	2級造園施工管理技士																													合格証明書	
	1級建築士		○	○				○				○	○							○										免許証	
	2級建築士		○	○				○				○								○										免許証	
	木造建築士			○																										免許証	
	建設・総合技術監理（建設）	○				○			○					○	○										○				○	登録証	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	○				○			○					○	○										○					登録等証明書	
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	○				○																								登録等証明書	
技術士法 「技術士試験」	電気電子・総合技術監理（電気電子）								○																					登録証	
	機械・総合技術監理（機械）																				○									登録証	
	機械「流体工学」または「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」）									○											○									登録等証明書	
	上下水道・総合技術監理（上下水道）									○																	○			登録証	
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）									○																○				登録等証明書	
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	○				○										○														登録等証明書	
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																													登録等証明書	
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																							○						登録等証明書	
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	○				○																			○						登録等証明書
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																													登録等証明書	
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																													登録等証明書		

⑮過去5年間における継続教育（CPD）の取得状況

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
取得単位 50 ユニット以上	—	10	10	10
取得単位 25 ユニット以上 50 ユニット未満	—	5	5	5
取得単位 25 ユニット未満	—	0	0	0

【解説】

- ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会が認定する5年間の単位数を対象とする。
- ・上記連合会等の証明書の写しの添付の無い場合は評価しない。
- ・過去5年間とは、証明書に記載された5年間の証明期間の最終日が、開札日から1年以内のものを対象とする。

⑯若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の配置

配置予定技術者について、若年技術者や女性技術者の配置を評価する。

配置予定の主任（監理）技術者または現場代理人を対象とする。（本評価では、現場代理人の有資格は問わない。）

配置予定技術者を複数人記載している場合は、点数の最も低い者で評価する。

なお、入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者が同一でない場合、配置予定技術者名の記載の無い場合等、確認のできない場合は評価しない。

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の配置	10	—	—	—
上記以外	0	—	—	—

【解説】

- ・若年の主任（監理）技術者または現場代理人については、入札公告日時点の年齢で評価する。
- ・若年の主任（監理）技術者または現場代理人を配置する場合は、国家資格合格証明書等の生年月日を記載したものの写しを添付すること。また、女性の主任（監理）技術者または現場代理人を配置する場合は、パスポート等の性別を記載したものの写しを添付すること。添付の無い場合（35歳未満または女性が確認できない場合）は評価しない。

（５）社会性・地理的条件の評価

地域精通度やISOマネジメントシステムの取得等について評価する。

なお、当該入札公告における入札参加資格要件が、「共同企業体」による要件である場合、社会性・地理的条件の各評価項目における評価は「共同企業体」の代表者の実績を評価することとするが、詳細は入札公告等で確認すること。

⑰地域精通度（営業拠点）

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
市内に建設業法上の主たる営業所あり	20	20	20	20
市内に建設業法上の営業所あり	5	5	5	5
市内に建設業法上の営業所なし	0	0	0	0

【解説】

- ・入札公告日時点の坂出市建設工事入札参加資格者名簿に登載された入札参加者の所在地により評価する。

⑱ I S Oマネジメントシステムの取組

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
I S O 9 0 0 1およびI S O 1 4 0 0 1を取得	5	5	5	5
I S O 9 0 0 1またはI S O 1 4 0 0 1を取得	3	3	3	3
取得なし	0	0	0	0

【解説】

- ・品質マネジメントシステムのI S O 9 0 0 1、環境マネジメントシステムのI S O 1 4 0 0 1を取得している場合に評価する。
- ・有効期間内（審査基準日から1年7か月）にある直近の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査結果）の内容により評価する。

⑲労働災害防止および交通事故防止等への取組

評 価 細 目
建設業労働災害防止協会へ加入している
過去1年度間に死亡事故および労働基準監督署からの是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている
交通事故防止の取組をしている

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
評価細目全てについて取組あり	15	15	15	—
評価細目のうち、2つの項目について取組あり	10	10	10	—
評価細目のうち、1つの項目について取組あり	5	5	5	—
上記以外	0	0	0	—

【解説】

- ・各種技能講習や工事現場の安全パトロールなどを実施している建設業労働災害防止協会への今年度の加入状況や、墜落事故等防止および交通事故防止に関する計画作成の取組について評価する。
- ・建設業労働災害防止協会へ今年度加入していることを証明する書類の写しを添付すること。添付の無

い場合は評価しない。

- ・墜落事故等防止の取組として、提出を求める「墜落事故等防止取組計画」の添付の無い場合は評価しない。交通事故防止の取組として提出を求める「交通事故防止取組計画」の添付の無い場合は評価しない。
- ・墜落事故等防止および交通事故防止における取組について加點評価された場合は、契約後、提出された取組計画に基づく取組内容を施工計画書に反映する必要がある。（様式第 4-3-1、4-3-2 号の実施計画書（様式は手引 48 から 52 ページを参照）の作成が必要となる。）
- ・竣工時には、工事写真等実施状況が確認できる書類（様式第 4-4-1、4-4-2 号の履行確認表（様式は手引 53 から 57 ページを参照）の作成が必要となる。）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行う。
- ・死亡事故は、坂出市建設工事指名停止等措置要領に基づき「指名停止、書面または口頭で警告または注意」を受けた死亡事故を対象とする。

⑩災害時の活動体制

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
加入している団体等が坂出市と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり	10	10	10	—
加入している団体等が坂出市と災害協定を締結している、または災害時に応急活動できる体制あり	5	5	5	—
上記以外	0	0	0	—

【解説】

- ・坂出市との災害協定の締結および災害時に応急活動ができる体制が整っていることを評価する。
- ・加入している団体等が坂出市と災害協定を結んでいる場合は、団体等に今年度加入していることを証明する書類の写しを添付すること。写しの添付の無い場合は評価しない。
- ・災害時に応急活動できる体制として、「緊急時の社内の連絡体制表」および「自社で保有している資機材等の一覧表」の添付のある場合を評価対象とする。「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合は評価しない。なお、「緊急時の社内の連絡体制表」および「自社で保有している資機材等の一覧表」については、様式は任意。（「緊急時の社内の連絡体制表」が指揮命令系統的なものではなく、単なる一覧表的なものについては、命令系統が判断できないため、評価対象としない。また、「機材」「資材」について、保有場所が記載されていない場合、記載されていても保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり、災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合があるので注意すること。）

⑪技術職員数

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
40 名以上	—	—	10	10
30 名以上 40 名未満	—	—	9	9
20 名以上 30 名未満	—	—	8	8

15 名以上 20 名未満	—	—	7	7
11 名以上 15 名未満	—	—	6	6
8 名以上 11 名未満	—	—	5	5
6 名以上 8 名未満	—	—	4	4
4 名以上 6 名未満	—	—	3	3
3 名	—	—	2	2
2 名	—	—	1	1
1 名以下	—	—	0	0

【解説】

- ・ 経営事項審査基準日における技術職員数（一級、監理補佐、基幹、二級、その他）の人数を評価する。
- ・ 有効期間内（審査基準日から 1 年 7 か月）にある直近の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査結果）の内容により評価する。

②建設機械の台数

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
15 台以上	—	—	10	10
13 台以上 15 台未満	—	—	9	9
11 台以上 13 台未満	—	—	8	8
9 台以上 11 台未満	—	—	7	7
7 台以上 9 台未満	—	—	6	6
5 台以上 7 台未満	—	—	5	5
4 台	—	—	4	4
3 台	—	—	3	3
2 台	—	—	2	2
1 台	—	—	1	1
1 台未満	—	—	0	0

【解説】

- ・ 経営事項審査基準日における建設機械の所有およびリース台数を評価する。
- ・ 有効期間内（審査基準日から 1 年 7 か月）にある直近の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査結果）の内容により評価する。

③下請けの市内業者の活用

評 価 基 準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
全ての一次下請業者が市内業者である、または元請業者が市内業者で工事の全てを自ら施工する	—	—	5	5
上記以外	—	—	0	0

【解説】

- ・元請業者（落札者）が建設業法第2条第4項に規定する下請負契約において、市内に建設業法上の主たる営業所を有する業者（以下「市内業者」という。）と一次下請負契約を締結することを評価する。
- ・市内業者である元請業者が、下請業者を使用せず全て自社で施工する場合は加点評価とする。
- ・二次下請け以降は評価対象としない。
- ・評価対象は、建設工事の請負契約における一次下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等の契約業者は評価対象としない。
- ・一次下請業者のうち一社でも市内業者でない者がある場合は、評価しない。
- ・加点評価された場合は、履行確認が必要となるため、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書（注文書、請書および基本契約書等）および現場監督業務等の中での履行確認を行うとともに、竣工時に様式第4-5号の履行確認表（様式は手引58ページを参照）の提出が必要となる。
- ・設計変更により、追加施工することとなった工種が、市外業者でなければ施工できない場合には、工事打合せ簿等により、ペナルティの対象外とすることができる。

④低入札に対する評価

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
実績なし	0	0	0	0
本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-50	-50	-50	-50
過去 90 日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり（応札回数により点数は累積される）	-50～	-50～	-50～	-50～

【解説】

- ・低入札に対する評価は下記の2点について評価する。
- ・①本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価する。
- ・②過去の坂出市発注工事において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価する。
（ここでいう「過去の坂出市発注工事」とは、本工事における入札の開札日前 90 日以内に（各工事の入札の開札日をもって応札のあった日とみなす。）があった建設工事をいう。

※低入札応札実績に伴う点数は応札回数により累積する。

例えば、ある工事で低入札による応札をした場合、その工事の開札日の翌日から起算して 90 日間は-50点となり、その間（90 日以内）に別の工事で再度低入札による応札をした場合は、-50 点×2 回=-100 点となる。

※低入札価格調査基準価格を下回る入札をした業者は、落札候補者とならなかった場合や、失格（技術提案書の不備等）となった場合でも評価対象となる。

- ・本工事における入札において、共同企業体として低入札による応札を行った場合は、その構成員である全業者に対して、低入札による応札の実績として評価し、構成員である全業者は過去 90 日以内に低入札の応札実績ありとして評価する。
- ・共同企業体として入札に参加した場合、低入札の応札実績の有無の評価は、本工事における共同企業体の代表者の実績で評価する。

9. 技術提案書

(1) 技術提案書の提出

入札参加者は、入札に際して本工事に対する技術提案書（様式第 1、2、3-1、3-2、3-3 号）を添付して提出すること。

提出を求める技術提案書は、総合評価の方式により下記のとおり異なるので注意すること。

技術提案書は 1 つのエクセル形式のファイル内で複数に分かれている。見落としの無いよう注意すること。なお、「社会性・地理的条件」における評価項目「労働災害防止および交通事故防止等への取組」（技術提案書様式第 3-2 号）についての評価確認のために提出を求める各取組計画については、ワード形式のファイルとなっているので、入札の際に忘れずに添付して提出すること。（以下の説明文内では、ワード形式のファイルについての記載はしないが、様式第 3-2 号の評価資料の一部として取り扱う。）

①技術提案型：様式第 1 号（「誓約書」様式）

様式第 2 号（「技術提案」様式。提案を求める細目数のシートに分かれています。）

様式第 3-1 号（技術提案型・施工計画型・実績評価型の「企業の施工能力、配置予定技術者」様式）

様式第 3-3 号（「社会性・地理的条件」様式）

②施工計画型：様式第 1 号（「誓約書」様式）

様式第 2 号（「施工計画」様式。提案を求める細目数のシートに分かれています。）

様式第 3-1 号（技術提案型・施工計画型・実績評価型の「企業の施工能力、配置予定技術者」様式）

様式第 3-2 号（「社会性・地理的条件」様式）

様式第 3-3 号（「社会性・地理的条件」様式）

③実績評価型：様式第 1 号（「誓約書」様式）

様式第 3-1 号（技術提案型・施工計画型・実績評価型の「企業の施工能力、配置予定技術者」様式）

様式第 3-2 号（「社会性・地理的条件」様式）

④企業評価型：様式第 1 号（「誓約書」様式）

様式第 3-1 号（企業評価型の「配置予定技術者」様式）

様式第 3-2 号（「社会性・地理的条件」様式）

(2) 技術提案書の書式

技術提案書は、入札公告等に添付されたエクセル形式のファイルで提出すること。P D

F形式等には返還しないこと。

①様式第1号

かがわ電子入札システムにより提出する場合は、日付および入札者の押印は不要とする。
(やむを得ず持参等により提出する場合は、日付(持参等日)および入札者の押印は必要)

②様式第2号

工事名は、入札公告等に記載している工事名を記入すること。(省略しないこと。)

なお、提案企業名については、(株)、(有)等の使用は可とする。

提案事項の記載にあたっては、評価内容をよく読んで記載すること。

評価された提案内容については、履行確認の必要があるので、それを見越したうえでの提案を行うこと。

③様式第3-1号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載すること。

施工実績等の提案にあたっては、作成上の注意をよく読んで記載すること。

(作成上の注意は、様式第3-1号とは別シートに記載しているので、見落としの無いよう注意すること。)

評価された「配置予定技術者」については、履行確認の必要があるので、それを見越したうえでの提案を行うこと。

④様式第3-2号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載すること。

提案事項の記載にあたっては、内容をよく読んで記載すること。

なお、評価確認のための資料の添付も忘れないように注意すること。

また、評価された「労働災害防止および交通事故防止等への取組」における「墜落事故等防止取組計画」および「交通事故防止取組計画」については、履行確認の必要があるので、それを見越したうえでの提案を行うこと。

⑤様式第3-3号

工事名、提案企業名については、様式第2号と同様に記載すること。

提案事項の記載にあたっては、内容をよく読んで記載すること。

評価された「下請けの市内業者の活用」については、履行確認の必要があるので、それを見越したうえでの提案を行うこと。

(3) 技術提案書の不備による失格

技術提案書は、当該工事に対する各企業の意欲を表すものです。

提出が無い場合や不備のある場合は失格になるので注意すること。

①提出書類の不足による失格

- ・提出が必要な様式 1 ～3-3 号の一部、あるいは全ての提出が無い場合

②様式第 1 号の内容の不備による失格

- ・日付の記載が無い場合（紙による添付資料を持参する場合）
- ・企業名の記載が無い場合
- ・全く別の工事名が記載されている場合
- ・様式の指定文を変更した場合（例：文章の一部を削除する等）
- ・その他、様式の記載に不備がある場合

③様式第 2 号の内容の不備による失格

- ・施工計画型において、施工計画の評価項目の半数以上で「－ 5 点」の評価の場合（各項目内の提案事項①および②のうち、いずれか一方でも提案が無い場合は、その項目の評価は「－ 5 点」の評価となる。）

【解説】

- ・電子入札では送信のあった企業は特定できるが、様式第 1 号は誓約書であることから、企業名の記載が無い場合や全く別の工事名を記載している場合、誓約書の文面を変更した場合も失格とする。同様の理由から、その他、様式の記載に不備がある場合も失格とする。
- ・紙による添付資料を持参等する場合で、様式第 1 号に日付の記載が無い場合も失格とする。電子入札における技術提案書の日付は、電子入札システムに記録された入札日を採用するため記入の必要はない。
- ・様式第 2 号において提案の少ない場合については、当該工事に対する意欲の無い企業として失格とする。

（４）様式第 2 号記載上の注意事項等

各記載欄への記載は、それぞれ 1 提案（1 内容）とすること。2 提案（2 内容）以上記載した場合は、「0 点」の評価とする。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従うこと。）

提案事項は提案者の自主的な取組であることから、原則として設計変更の対象とはならない。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではない。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要がある。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なる。当該工事における重要なポイントを把握して提案すること。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載すること。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価しない。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「○○等を実施する。」など。

- ・ 共通仕様書等で定められた規格等は遵守すること。
- ・ 設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価しない。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・ 提案した工法、製品または材料などの効果が建新技術情報提供システム（NETIS）、公的機関等で証明されていない場合は評価しない。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）および報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・ 施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価しない。
- ・ 記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価しない。
- ・ 数値目標が無くNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真

参考（このような提案は評価しない）

理由	提案内容	備考
②記載内容の間違い	・ 日平均気温が 28 度を超える場合暑中コンクリートで施工	・ 管理すべき温度の間違い
②具体的な記載が無い	・ ○○、△△等を実施する ・ コンクリート打設後、湿潤状態を保つ ・ 鉄筋を現場で保管せず、倉庫で保管する ・ 第三者が現場に立ち入らないようにする ・ 立入防止柵を設置する ・ チェックリスト項目を作成し点検する ・ 仮設計画に基づき車両進入表示を行う ・ 濁水を場外に出さない ・ 工事施工箇所周辺について重点的に安全巡視を実施する ・ 通行に支障の無い程度の注意喚起看板を設置する ・ 特に○○な場合は、△△を行う	・ 「等」の内容が不明 ・ 湿潤状態を保つ具体的な対策の記載が無い ・ 倉庫での保管方法が不明 ・ 立入防止施設の具体的な記述が無い ・ 立入防止柵の構造が不明 ・ チェックリスト項目が不明 ・ 仮設計画の内容が不明 ・ 具体的な対策内容の記載が無い ・ 「周辺」の範囲が特定できない ・ 「支障の無い程度」の基準が不明確 ・ 「特に○○な場合」の条件・基準が不明確

②設計図書で義務付け	・ 通行規制時に交通誘導員を配置する	・ 提案した工種（工事内容）の交通誘導員の配置が、当初から設計図書で義務付けられている
③効果不明	・ 当社開発製品の「〇〇」を使用する	・ N E T I S、公的機関等で効果が証明されていない
④履行確認が困難	・ 県道からの進入路は 20km 以内で徐行する ・ アイドリングストップを励行する	・ 写真や書類での確認が困難 ・ //
④監督員との協議事項	・ JIS 規格外の生コンクリートを使用する ・ 構造物の形式を変更する	・ 監督員との協議が必要 ・ //

10. 技術提案が履行できなかった場合の措置

総合評価方式では、入札時に技術提案書を求め、各企業の提案内容等を評価することにより落札者を決定していることから、落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかったと認められた場合は、工事成績評定を減点し、違約金を徴収する。

（１）工事成績の減点および違約金徴収の対象について

技術提案書にて提案した以下の項目の、評価点の得られたものが対象となる。

- ① 様式第 2 号にて提案したもの全て
- ② 様式第 3-1 号（技術提案型・施工計画型・実績評価型）にて提案した、配置予定技術者の資格、主任（監理）技術者または現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験、継続教育（C P D）の取得状況の 3 項目の合計点
- ③ 様式第 3-1 号（企業評価型）にて提案した配置予定の若年または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の要件
- ④ 様式第 3-3 号にて提案した下請けの市内業者の活用

【解説】

- ・ 技術提案型総合評価における技術提案（100 点）、施工計画型総合評価における施工計画（60※1 点）、配置予定技術者の 3 項目の合計（25 点）、企業評価型総合評価における配置予定の若年または女性の主任（監理）技術者または現場代理人（10 点）、技術提案型および施工計画型総合評価における下請けの市内業者の活用（5 点）を対象とする。
- ・ 契約変更等により、入札時に評価の得られた項目（または細目）の履行が不可能となった場合については、工事成績の減点および違約金徴収の対象とならない。
- ・ 配置予定技術者の変更については、真にやむを得ない理由（退職、病気等）以外認められない。
ただし、上記理由等により交代が認められた場合において、入札時に評価された点数以上の技術者を配置できない場合は、工事成績の減点および違約金徴収の対象となる。
なお、変更後の配置技術者の評価は、あくまでも当該工事の開札日を基準日として評価する。
- ・ 施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目

(または細目)の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを協議するものとする。

- ・ 工事成績評定の対象とならない工事については、工事成績評定の減点を行わないが、当該工事の完成日から1年以内に開札を行う総合評価における評価項目「直近の坂出市発注工事の工事成績評定点」において「過去1年以内の完成工事で65点未満なし」の評価とする。

※1)：施工計画の配点合計は工事案件ごとに変更となる場合があるので、入札公告等で確認すること。

(2) 工事成績の減点

① 工事成績評定の減点措置 (次により算出された項目ごとの数値の合計が減点値)

工事成績評定の減点値 = $\{((A - B) \div A) \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点})\} \times 13 \text{点} ※$

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は、小数点以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として2か月未満の指名停止相当の減点を適用

(3) 違約金の徴収

② 違約金の徴収

違約金 = $C - C \times (D + E) \div (D + F)$

C：当初契約金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

【計算例】

＜入札時＞

- ・ 総合評価の方式：施工計画型
- ・ 当初契約金額：158,580,000
- ・ 入札時の加算点：13.46点 ($138 \div 205 \times 20 = 13.46$) [小数点以下2位 (3位四捨五入)]
 - 内訳・施工計画：60点 (工事成績減点等の対象)
 - ・ 企業の施工能力：33点 (対象外)
 - ・ 配置予定技術者：20点 (工事成績減点等の対象)
 - ・ 社会性・地理的条件：25点 (評価項目「下請けの市内業者の活用」は工事成績減点等の対象となるが、それ以外の評価項目は対象外)

＜施工後＞

(工事施工後の履行確認において、施工計画60点のうち1項目20点分について、履行がなされなかったと認められた場合)

- ・入札時の加算点：11.51 点（ $118 \div 205 \times 20 = 11.51$ ）〔小数点以下 2 位（3 位四捨五入）〕
- 内訳・施 工 計 画：40 点（工事成績減点等の対象）
 - ・企業 の 施 工 能 力：33 点（対象外）
 - ・配 置 予 定 技 術 者：20 点（工事成績減点等の対象）
 - ・社会性・地理的条件：25 点（評価項目「下請けの市内業者の活用」は工事成績減点等の対象となるが、それ以外の評価項目は対象外）

この場合の工事成績の減点値は

$$\begin{aligned} \text{工事成績の減点値} &= \{((A - B) \div A) \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点})\} \times 13 \text{ 点} \\ A &: \text{入札時の技術提案の値} \\ B &: \text{施工後の実施に対する値} \\ &= \{((20 - 0) \div 20) \times (20 \div 205)\} \times 13 \\ &= 1 \text{ 〔整数止（少数 1 位四捨五入）〕} \end{aligned}$$

【解説】

- ・計算式の前半部分 $((A - B) \div A)$ は、各項目の履行状況を判定する。例えば施工計画の「無筋コンクリート（1 項目 20 点）」の提案の履行ができなかったとしたら、 $((20 - 0) \div 20) = 1$ になる。そして項目毎に計算したものの合計が、工事成績の減点値となる。

$$\begin{aligned} \text{違 約 金} &= C - C \times ((D + E) \div (D + F)) \\ C &: \text{当初契約金額} \\ D &: \text{標準点} = 100 \text{ 点} \\ E &: \text{施工後の実施値における合計加算点} \\ F &: \text{当初入札時に記載した技術提案による合計加算点} \\ &= 158,580,000 - 158,580,000 \times \\ &\quad ((100 + 11.51) \div (100 + (13.46))) \\ &= 2,725,462 \text{ 〔1 円未満切捨て〕} \end{aligned}$$

【解説】

- ・技術提案書の評価と入札金額から落札者が決まっているので、違約金の計算は当初の契約金額で行う。変更で減額があっても当初契約金額での計算になる。
- ・なお、違約金の徴収が発生した場合、相殺通知書が届くので、竣工検査に合格した場合は違約金を差し引いた額を請求することとなる。

この例では、工事成績から 1 点減点し、竣工払いから約 273 万円減額した支払いとなる。

11. 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者を有する者 2 名以上の意見を聴取する。

なお、意見聴取において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

12. 入札および契約の過程に関する苦情処理

入札および契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者としてまず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、坂出市工事請負等審査委員会による審議を経て回答することとし公正に処理する。

13. 評価結果等の公表

入札および契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価方式の評価項目および評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

また、入札者の提示した技術提案等の評価および落札結果等については、契約後速やかに公表する。

1) 手続き開始時期

入札公告等において、以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②評価項目および評価基準
- ③落札者の決定方法
- ④技術提案が履行できなかった場合の措置

2) 落札者決定後

落札者を決定した場合、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の評価値
- ④各業者の評価点

14. 技術提案等資料の取扱い

入札者から提出された技術提案等資料は、公表しないものとする。

総合評価落札方式の評価項目の内容、評価基準及び配点（土木工事）

建築・建築設備工事との相違点

評価の視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業 評価型	実績 評価型	施工 計画型	技術 提案型	評価基準	企業 評価型	実績 評価型	施工 計画型	技術 提案型				
技術 提案	1. 総合的なコスト、工事的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。 4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項は、構造物の耐久性向上対策や完成後の点検・診断・維持修繕等の容易性・確実性の向上対策など、将来的な維持管理等に有効な提案を評価する。	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、技術的な工夫等の提案を的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、マネジメント※に取り組むことを評価 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	—	100	評価細目について、有効な提案あり	—	—	—	100				
	2. 工事的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項							上記以外								
	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項															
	4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項							0								
	5. 脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項															
施工 計画	6. 本体構造物等の品質管理方法の適切性	無筋コンクリートの品質管理対策	共通仕様書等に記載された事項における要求内容について、的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※に取り組むことを評価 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主点検（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	20	—				
		鉄筋コンクリートの品質管理対策						評価項目について、1つの項目に有効な提案あり			10					
		設備の品質管理対策						上記以外			0					
		法面工の品質管理対策									20					
		鋼構造物の品質管理対策														
	7. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全監視		—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	20	—				
		工事区域の立入防止施設						評価項目について、1つの項目に有効な提案あり			10					
		監視員・誘導員						上記以外			0					
	交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）	20														
	8. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	騒音振動対策		—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	20	—				
		水質汚濁対策						評価項目について、1つの項目に有効な提案あり			10					
		粉塵対策						上記以外			0					
建設混合廃棄物減量化対策																
企業の 施工能力	9. 過去5年度間および今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間および今年度完成の同業種（※1）工事について、当該工事に対して一定規模以上の施工実績を評価	—	10	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし	—	10	10	10				
	10. 過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	—	坂出市発注の同業種（※1）工事の過去5年間の工事成績評定点の平均点を評価	25	25	25	25	82点以上	25	25	25	25				
								81点以上82点未満	23	23	23	23				
								80点以上81点未満	21	21	21	21				
								79点以上80点未満	19	19	19	19				
								78点以上79点未満	17	17	17	17				
								77点以上78点未満	15	15	15	15				
								76点以上77点未満	13	13	13	13				
								75点以上76点未満	11	11	11	11				
								74点以上75点未満	9	9	9	9				
								73点以上74点未満	7	7	7	7				
								72点以上73点未満	5	5	5	5				
								71点以上72点未満	3	3	3	3				
								71点未満または坂出市発注工事の工事成績評定点なし	0	0	0	0				
	11. 受注能力（手持ち工数量）	—	坂出市発注工事における、過去5年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合を評価（金額は全て当初契約金額で算定する。）	20	20	20	20	0	20	20	20	20				
								0超0.3未満	16	16	16	16				
								0.3以上0.6未満	12	12	12	12				
								0.6以上0.9未満	8	8	8	8				
								0.9以上1未満	4	4	4	4				
	12. 直近の坂出市発注工事の工事成績評定点	—	坂出市発注工事の過去1年以内の完成工事の成績評定点を評価	0	0	0	0	1以上	0	0	0	0				
								過去1年以内の完成工事で65点未満なし 過去1年以内の完成工事で65点未満あり	0	0	0	0				
配置 予定 技術者	13. 配置予定技術者の資格	—	配置予定技術者について、工種（※1）毎に定めた指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価	—	5	5	5	指定資格取得後5年以上	—	5	5	5				
								指定資格取得後5年未満		3	3	3				
								指定資格取得なし		0	0	0				
	14. 過去5年度間および今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間および今年度完成の同業種（※1）工事について、当該工事に対して一定規模以上の工事での主任（監理）技術者または現場代理人（有資格者）としての施工経験を評価	—	10	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし	—	10	10	10				
								取得単位50ユニット以上		10	10	10				
								取得単位25ユニット以上50ユニット未満		5	5	5				
	15. 過去5年間における継続教育（CPD）の取得状況	—	配置予定技術者の技術力の維持向上について、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会の認定する継続教育の取組状況を評価	—	10	10	10	取得単位25ユニット未満	—	5	5	5				
								取得単位25ユニット未満		0	0	0				
16. 若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の配置	—	配置予定主任（監理）技術者または現場代理人について、若年（35歳未満）または女性の配置を評価	10	—	—	—	若年（35歳未満）または女性が主任（監理）技術者または現場代理人に配置 上記以外	10	—	—	—					
社会性・ 地利的 条件	17. 地域精通度（営業拠点）	—	営業拠点の有無（市内・外）を評価	20	20	20	20	市内に建設業法上の主たる営業所あり	20	20	20	20				
								市内に建設業法上の営業所あり	5	5	5	5				
								市内に建設業法上の営業所なし	0	0	0	0				
	18. ISOマネジメントシステムの取組	—	国際規格ISOシリーズの中で、品質マネジメントシステム（ISO9001）および環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組を評価	5	5	5	5	ISO9001およびISO14001を取得	5	5	5	5				
								ISO9001またはISO14001を取得	3	3	3	3				
								取得なし	0	0	0	0				
	19. 労働災害防止および交通事故防止等への取組	労働災害防止への取組 定期的な講習会など労災事故防止対策に取り組んでいる建設業労働災害防止協会への加入や、墜落事故防止および交通事故防止に関する計画作成の取組を評価	15	15	15	15	—	評価項目全てについて取組あり	15	15	15	—				
								評価項目のうち、2つの項目について取組あり	10	10	10					
								評価項目のうち、1つの項目について取組あり	5	5	5					
								上記以外	0	0	0					
	20. 災害時の活動体制	—	坂出市との災害協定の締結や、災害時における応急活動の体制が整っていることを評価	10	10	10	—	加入している団体等が坂出市と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり	10	10	10	—				
								加入している団体等が坂出市と災害協定を締結している、または災害時に応急活動できる体制あり	5	5	5					
								上記以外	0	0	0					
	21. 技術職員数	—	経営事項審査基準日における技術職員数（一級、監理補佐、基幹、二級、その他）の人数を評価	—	—	10	10	40名以上	—	—	10	10				
								30名以上40名未満			9	9				
								20名以上30名未満			8	8				
								15名以上20名未満			7	7				
								11名以上15名未満			6	6				
								8名以上11名未満			5	5				
								6名以上8名未満			4	4				
								4名以上6名未満			3	3				
								3名			2	2				
								2名			1	1				
								1名以下			0	0				
	22. 建設機械の台数	—	経営事項審査基準日における建設機械の所有およびリース台数を評価	—	—	10	10	15台以上	—	—	10	10				
								13台以上15台未満			9	9				
								11台以上13台未満			8	8				
								9台以上11台未満			7	7				
								7台以上9台未満			6	6				
								5台以上7台未満			5	5				
								4台			4	4				
								3台			3	3				
								2台			2	2				
								1台			1	1				
								1台未満			0	0				
	23. 下請けの市内業者の活用	—	市内業者の育成や雇用確保の観点から、下請けの市内業者（※2）の活用を評価	—	—	5	5	全ての一次下請業者が市内業者であるまたは元請業者が市内業者で工事の全てを自ら施工する。 上記以外	—	—	5	5				
								実績なし			0	0	0			
	24. 低入札に対する評価	—	総合評価落札方式による入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価	0	0	0	0	本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり 過去90日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり（応札回数により点数は累積される）	−50	−50	−50	−50				
−50																
合計点				105	130	215	230		—	—	—	—				
加算点				10	15	20	30		—	—	—	—				

・合計点を加算点に換算する。（少数点以下2位（3位四捨五入））
・施工計画のうち、評価を行う項目において要求事項に一つでも提案が無い場合、当該項目の評価は「－5点」の評価とする。また、評価を行う項目数の半数以上が「－5点」の評価となった場合は、失格とする。
※1 工種・同業種：建設業法29業種区分による。
※2 下請け市内業者とは、元請業者と直接契約のある、市内に主たる営業所を有する一次下請業者とする。

総合評価落札方式の評価項目の内容、評価基準及び配点（建築・建築設備工事）

土木工事との相違点

評価の視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型	評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
技術提案	1. 総合的なコスト、工事的物の性能・機能に関する事項 2. 工事的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項 3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項 4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項 5. 脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。 4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項は、構造物の耐久性向上対策や完成後の点検・診断・維持修繕等の容易性・確実性の向上対策など、将来的な維持管理等に有効な提案を評価する。	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、技術的な工夫等の提案を的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、マネジメント※に取り組むことを評価 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検記）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	—	100	評価細目について、有効な提案あり	—	—	—	100
								上記以外				
												0
施工計画	6. 本体構造物等の品質管理方法の適切性	構造体等の品質管理対策（建築）	共通仕様書等に記載された事項における要求内容について、的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※に取り組むことを評価 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主点検（検記）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	20	—
		建築設備の品質管理対策（設備）						評価項目について、1つの項目に有効な提案あり			10	
		上記以外									0	
	7. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全巡視		—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	20	—
		工事区域の立入防止施設						評価項目について、1つの項目に有効な提案あり			10	
		監視員・誘導員						上記以外			0	
		交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）									20	
	8. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	騒音振動対策		—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり	—	—	10	—
		水質汚濁対策						上記以外			0	
		粉塵対策										
企業の施工能力	9. 過去5年度間および今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間および今年度完成の同業種（※1）工事について、当該工事に対して一定規模以上の施工実績を評価	—	10	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	—	10	10	10
								CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり		5	5	5
								CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし		0	0	0
	10. 過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	—	坂出市発注の同業種（※1）工事の過去5年間の工事成績評定点の平均点を評価	25	25	25	25	82点以上	25	25	25	25
								81点以上82点未満	23	23	23	23
								80点以上81点未満	21	21	21	21
								79点以上80点未満	19	19	19	19
								78点以上79点未満	17	17	17	17
								77点以上78点未満	15	15	15	15
								76点以上77点未満	13	13	13	13
								75点以上76点未満	11	11	11	11
								74点以上75点未満	9	9	9	9
								73点以上74点未満	7	7	7	7
								72点以上73点未満	5	5	5	5
								71点以上72点未満	3	3	3	3
								71点未満または坂出市発注工事の工事成績評定点なし	0	0	0	0
	11. 受注能力（手持ち工事量）	—	坂出市発注工事における、過去5年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合を評価（金額は全て当初契約金額で算定する。）	20	20	20	20	0	20	20	20	20
								0超0.3未満	16	16	16	16
								0.3以上0.6未満	12	12	12	12
								0.6以上0.9未満	8	8	8	8
								0.9以上1未満	4	4	4	4
								1以上	0	0	0	0
	12. 直近の坂出市発注工事の工事成績評定点	—	坂出市発注工事の過去1年以内の完成工事の成績評定点を評価	0	0	0	0	過去1年以内の完成工事で65点未満なし	0	0	0	0
								過去1年以内の完成工事で65点未満あり	-10	-10	-10	-10
配置予定技術者	13. 配置予定技術者の資格	—	配置予定技術者について、工種（※1）毎に定めた指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価	—	5	5	5	指定資格取得後5年以上	—	5	5	5
								指定資格取得後5年未満		3	3	3
								指定資格取得なし		0	0	0
	14. 過去5年度間および今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間および今年度完成の同業種（※1）工事について、当該工事に対して一定規模以上の工事での主任（監理）技術者または現場代理人（有資格者）としての施工経験を評価	—	10	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	—	10	10	10
								CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり		5	5	5
								CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満または実績なし		0	0	0
	15. 過去5年間における継続教育（CPD）の取得状況	—	配置予定技術者の技術力の維持向上について、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会の認定する継続教育の取組状況を評価	—	10	10	10	取得単位50ユニット以上	—	10	10	10
								取得単位25ユニット以上50ユニット未満		5	5	5
								取得単位25ユニット未満		0	0	0
	16. 若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の配置	—	配置予定主任（監理）技術者または現場代理人について、若年（35歳未満）または女性の配置を評価	10	—	—	—	若年（35歳未満）または女性が主任（監理）技術者または現場代理人に配置	10	—	—	—
								上記以外	0			
社会性・地理的条件	17. 地域精通度（営業拠点）	—	営業拠点の有無（市内・外）を評価	20	20	20	20	市内に建設業法上の主たる営業所あり	20	20	20	20
								市内に建設業法上の営業所あり	5	5	5	5
								市内に建設業法上の営業所なし	0	0	0	0
	18. ISOマネジメントシステムの取組	—	国際規格ISOシリーズの中で、品質マネジメントシステム（ISO9001）および環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組を評価	5	5	5	5	ISO9001およびISO14001を取得	5	5	5	5
								ISO9001またはISO14001を取得	3	3	3	3
								取得なし	0	0	0	0
	19. 労働災害防止および交通事故防止等への取組	労働災害防止への取組 墜落事故防止への取組 交通事故防止への取組	定期的な講習会など労働事故防止対策に取り組んでいる建設業労働災害防止協会への加入や、墜落事故防止および交通事故防止に関する計画作成の取り組みを評価	15	15	15	—	評価項目全てについて、取組あり	15	15	15	—
								評価項目のうち、2つの項目について取組あり	10	10	10	
								評価項目のうち、1つの項目について取組あり	5	5	5	
								上記以外	0	0	0	
	20. 災害時の活動体制	—	坂出市との災害協定の締結や、災害時における応急活動の体制が整っていることを評価	10	10	10	—	加入している団体等が坂出市と災害協定を締結し、かつ災害時に応急活動できる体制あり	10	10	10	—
								加入している団体等が坂出市と災害協定を締結している、または災害時に応急活動できる体制あり	5	5	5	
	21. 技術職員数	—	経営事項審査基準日における技術職員数（一級、監理補佐、基幹、二級、その他）の人数を評価	—	—	10	10	上記以外	0	0	0	—
								40名以上			10	
								30名以上40名未満			9	
								20名以上30名未満			8	
								15名以上20名未満			7	
								11名以上15名未満			6	
								8名以上11名未満			5	
								6名以上8名未満			4	
								4名以上6名未満			3	
								3名			2	
								2名			1	
								1名以下			0	
	22. 建設機械の台数	—	経営事項審査基準日における建設機械の所有およびリース台数を評価	—	—	10	10	15台以上	—	—	10	10
								13台以上15台未満			9	9
								11台以上13台未満			8	8
								9台以上11台未満			7	7
								7台以上9台未満			6	6
								5台以上7台未満			5	5
								4台			4	4
								3台			3	3
								2台			2	2
								1台			1	1
								1台未満			0	0
	23. 下請けの市内業者の活用	—	市内業者の育成や雇用確保の観点から、下請けの市内業者（※2）の活用を評価	—	—	5	5	全ての一次下請業者が市内業者であるまたは元請業者が市内業者で工事の全てを自ら施工する。	—	—	5	5
								上記以外			0	0
	24. 低入札に対する評価	—	総合評価落札方式による入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価	0	0	0	0	実績なし	0	0	0	0

紙による添付資料を持参する場合は、持参日を記入して下さい。

年 月 日

(電子入札システムにより提出する場合は日付記入不要)

坂 出 市 長 殿

入札者

住 所

商号または名称

代表者職氏名

持参
の場
合は
押印

(工 事 名) に係る技術提案書

(工 事 名) に関し、関係書類を添えて提案します。

なお、提案書類の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

様式第1号は誓約書であり、
記載に不備が無いよう、
注意して作成して下さい。

総合評価 技術提案書 (技術提案) [土木工事]

工事名		
提案企業名		
評価項目	1. 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	
評価細目	1-〇. △△について	
共通仕様書等		
評価内容	・〇〇について評価する。 ・提案項目数は、〇項目(1項目1内容)以内とする。 ・〇〇について、有効な提案が〇項目ある場合は〇点、有効な提案が〇項目ある場合は〇点を加点する。	評価欄 点 点
提案事項	〇〇について、具体的な取組内容を提案すること。なお、提案数は〇つまでとする。 「技術提案型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認して下さい。	
履行確認方法	提案事項の履行確認方法を記載すること。	
その他	様式第2号における作成上の注意事項および提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。	

技術提案書様式第2号（技術提案）における作成上の注意事項等

【注意事項】

提案にあたっては、着色部分に収まるよう記載すること。様式の変更は行わないこと。（様式第2号は、指定のある場合を除き、1細目あたり1枚とする。）

各記載欄への記載は、それぞれ1提案（1内容）とする。2提案（2内容）以上記載した場合は、「0点」の評価とする。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従うこと。）

提案事項は提案者の自主的な取組であることから、原則として設計変更の対象とはならない。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではない。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要がある。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なる。当該工事における重要なポイントを把握して提案すること。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載すること。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価されない。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「〇〇等を実施する。」など。
- ・共通仕様書等で定められた規格等は遵守すること。
- ・設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価しない。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・提案した工法、製品または材料などの効果がNETIS、公的機関等で証明されていない場合は評価しない。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）および報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価しない。
- ・記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価しない。
- ・数値目標がなくNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真

【履行確認】

評価点の得られた評価項目における評価細目について、提案書に記載された履行確認が必要となる。例えば、「評価項目3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」における「評価細目3-○. 地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減等）」について、得点が得られた場合は、評価細目3-○内に記載した提案事項全てについて履行確認をする必要があるので注意すること。

評価された評価項目における評価細目について、提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込むこと。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用する。）

評価された評価項目における評価細目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出すること。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出すること。

様式第2号(施工計画)

総合評価 技術提案書 (施工計画) [土木工事]

工事名		
提案企業名		
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性	
共通仕様書等	・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-9 養生 ・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-4 打設、第7編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工	
評価内容	・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取組について評価する。 ・提案事項①および②両方を評価した場合に20点を、①または②のいずれか一方を評価した場合に10点を加点する。	評価欄 点 20点
提案上の着目点	提案事項①:〇〇のため、〇〇が必要である。 提案事項②:〇〇のため、〇〇が必要である。	
提案事項①	コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要) 〇〇工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。 「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認して下さい。	
履行確認方法①	提案事項の履行確認方法を記載すること。 	
提案事項②	コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について 〇〇工における、コンクリート吐出し口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。 「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認して下さい。	
履行確認方法②	提案事項の履行確認方法を記載すること。 	
その他	様式第2号における作成上の注意事項および提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。	

技術提案書様式第2号（施工計画）における作成上の注意事項等

【注意事項】

提案にあたっては、着色部分に収まるよう記載すること。様式の変更は行わないこと。（様式第2号は、指定のある場合を除き、1細目あたり1枚とする。）

各項目内の提案事項①および②のうち、いずれか一方でも提案が無い場合は、当該評価項目の評価は「－5点」の評価とし、評価を行う項目数の半数以上で「－5点」の評価となった場合は失格となる。

各記載欄への記載は、それぞれ1提案（1内容）とすること。2提案（2内容）以上記載した場合は、「0点」の評価とする。（ただし、入札公告内の添付資料において、発注者から複数提案の指示がある場合は、その指示に従うこと。）

提案事項は提案者の自主的な取組であることから、原則として設計変更の対象とはならない。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではない。

○提案事項の欄に記載する内容

①提案工法等の目的

- ・発注者が求める評価内容に合致した目的である必要がある。
- ・発注者が求める評価内容は、案件ごとに工事内容、現場条件、周辺状況等により異なる。当該工事における重要なポイントを把握して提案すること。

②対策内容

- ・具体的に使用する資機材、工法等を記載すること。あいまいな表現の提案は、履行確認が困難なため評価しない。例えば、「原則として」、「…するよう努める。」、「必要に応じて…」、「…の場合は」、「〇〇等を実施する。」など。
- ・共通仕様書等で定められた規格等は遵守すること。
- ・設計図書で実施することが義務付けられている対策等は評価しない。

③対策を実施した場合の具体的な効果

- ・提案した工法、製品または材料などの効果がNETIS、公的機関等で証明されていない場合は評価しない。

○履行確認方法の欄に記載する内容

④確認の手段（写真、試験成績表、測定結果等）および報告する内容（提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値）

- ・施工段階において、工事監督員との協議や立会いが必要な事項の提案は評価しない。
- ・記載された履行確認方法により、提案事項②③の履行確認ができない場合は評価しない。
- ・数値目標がなくNETIS等で効果が証明されているものは提案工法等が施工現場で採用されていることを証明できる写真

【履行確認】

評価点の得られた評価項目について、提案書に記載された履行確認が必要となる。例えば、「評価項目1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性」における提案事項①、②のいずれか一方が評価された場合は、評価項目1の得点は10点となり、評価項目1は評価が得られた項目となるため、提案事項①、②の両方とも履行確認をする必要があるので注意すること。

評価された評価項目における提案事項の詳細な履行確認方法を様式第4-1号に記入し、工事着手時の施工計画書に差し込むこと。（様式第4-1号を施工計画書の一部として利用する。）

評価された評価項目に記載した提案事項の状況写真を必ず撮影し、様式第4-2号にて竣工時に提出すること。また、写真以外の履行確認方法を提案した場合は、その履行報告資料も竣工時に提出すること。

様式第3-1号(技術提案型・施工計画型・実績評価型)

総合評価 技術提案書 (企業の施工能力、配置予定技術者)

工事名	
提案企業名	

【同業種工事の施工実績】					
建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)		(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)		(JV工事の場合は出資比率に応じた金額を記入すること。)	(単体・経常JV・特定JV)

【配置予定技術者】 複数人数記載している場合は、資格、CPD、施工経験の評価の合計点の最も低い者で評価する。
配置予定技術者の「氏名」の記載の無い場合、入札参加資格の確認資料（様式第6号）に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。
<資格等>

番号	氏名	法令による資格（別表1参照）		継続教育（CPD）の取組状況		発注者履行確認欄	
		資格名	資格取得年月日	取得数	証明期間の最終日	配置技術者	確認印
1			昭和 平成 令和 ・ ・	取得数／5年	平成 令和 ・ ・		
2			昭和 平成 令和 ・ ・	取得数／5年	平成 令和 ・ ・		
3			昭和 平成 令和 ・ ・	取得数／5年	平成 令和 ・ ・		

<施工経験> 番号は上記<資格等>と整合させること。（下記<施工経験>の1番は上記<資格等>1番の技術者についての経験を記入） ※↓発注者記入

番号	建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	最終契約金額	受注形態	従事役職	資格名（別表2参照）	資格取得年月日	合計点
1								昭和 平成 令和 ・ ・	
2								昭和 平成 令和 ・ ・	
3								昭和 平成 令和 ・ ・	

(大臣許可：00-000123)
(知事許可：37-000123)

(旧(9桁)：1234-5678A)
(新(10桁)：1234567890)

(JV工事の場合は出資比率に応じた金額を記入すること。)

(単体・経常JV・特定JV)

(主任・監理・現場代理人)

(従事役職を「現場代理人」と記載した場合は、資格名および資格取得年月日を記載すること)

資格＋CPD
＋施工経験

様式第3－1号(技術提案型・施工計画型・実績評価型)

技術提案書(様式第3-1号(技術提案型・施工計画型・実績評価型))作成上の注意

【同業種工事の施工実績】、【配置予定技術者】の<施工経験>の記載にあたっての注意事項(共通事項)

1. 「建設業許可番号」は、香川県知事許可が「(特－〇)第△△△号」の場合、「37-000△△△」と表記すること。(大臣許可の場合「00-000△△△」とすること。)

【同業種工事の施工実績】

1. 令和2(該当年度-5)年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。
2. **評価の対象となる同業種工事は、「〇〇〇〇工事」とする。(旧CORINS:「工事の業種」、新CORINS:「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」)**
3. **評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。**
4. 規模の評価は、今回発注する工事の予定価格に対する、CORINS竣工登録の最終契約金額の割合で評価する。
5. 「最終契約金額」欄には、最終契約金額を記入すること。共同企業体の場合にあっては、施工実績は出資比率に応じた金額にて評価するため、出資比率に応じた金額を記入すること。
6. 施工実績を2件以上記載した場合については、評価対象としない。
7. 「建設業許可番号」、「CORINS登録番号」等、各記載欄は正確に記載すること。各記載欄のいずれか1つでも記載の無い場合、確認のできない場合は、評価対象としない。

【配置予定技術者】

1. 複数人記載している場合は、評価点の合計の最も低い者で評価する。
2. <資格等>と<施工経験>の番号は整合させること。(＜資格等＞の1番に記入した技術者の実績を＜施工経験＞の1番に、2番に記入した者の実績を2番に記入する。)
3. 配置予定技術者の「氏名」の記載の無い場合、入札参加資格確認資料(様式第6号)に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。

<資格等>

4. **評価の対象となる資格は、別表1「対象資格表」に示す対象資格のうち、「〇〇〇〇工事」に対応する資格とする。(監理技術者の資格は評価対象としない。)**
5. 「資格名」に記載した資格の合格証明書または登録証の写し等を添付すること。写しの添付が無い場合は評価対象としない。(監理技術者資格者証の写しは評価対象としない。)
6. 「資格名」、「資格取得年月日」に記載の無い場合、2つ以上の資格を記載した場合は、添付資料がある場合についても、評価対象としない。(再発行した合格証明書(紛失等により本人が再申請を行い再交付されたもの)は「資格取得年月日」を合格証明書で確認できないものがあり、その場合、合格証明書の記載内容全般より資格取得からの経過年数が確認できるものについて評価の対象とする。)
7. 継続教育の取組状況は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)土木学会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会が認定する5年間の単位数とする。
8. 継続教育(CPD)の取組状況については、上記連合会等の証明書の写しを添付すること。写しの添付がない場合は評価対象としない。
9. 評価対象となる証明書は、証明書に記載された5年間の証明期間の最終日(CPDSにあっては証明期間の最終日または証明基準日)が、開札日から1年以内のものとする。
証明期間が5年を超えるもの、証明期間の最終日が開札日から1年を超えて過去のものは、評価対象としない。
10. 複数団体の証明書を添付する場合は、「取得数」は証明書に記載の取得数を合算したものを、「証明期間の最終日」は証明期間の最終日が開札日から最も遠いものを記載すること。
11. 「取得数」または「証明期間の最終日」に記載の無い場合は、添付資料がある場合についても、評価対象としない。

<施工経験>

12. 令和2(該当年度-5)年4月1日以降に完成し、入札公告日までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。
13. **評価の対象となる同業種工事は、「〇〇〇〇工事」とする。(旧CORINS:「工事の業種」、新CORINS:「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」)**
14. **評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とする。**
15. 主任技術者、監理技術者または現場代理人(有資格者)としての施工経験を、評価の対象とする。(担当技術者の施工経験は評価対象としない。)
16. **現場代理人の場合、評価の対象となる資格は、別表2「現場代理人評価対象資格表」に示す対象資格のうち「〇〇〇〇工事」に対応する資格とし、従事期間の全てにおいて、その資格を有していた場合に評価の対象とする。**
17. 従事期間は、工期の2/3以上従事しているものを評価の対象とする。ただし、工期に専任を要しない期間を含む場合は、専任を義務付けられた期間の2/3以上従事しているものも評価の対象とする。この場合は、必要に応じて専任を義務付けられた期間の2/3以上従事したことが確認できる資料を添付すること。(いずれの場合も2/3未満の施工経験は評価対象としない。)
18. 規模の評価は、今回発注する工事の予定価格に対する、CORINS竣工登録の最終契約金額の割合で評価する。
19. 「最終契約金額」欄には、最終契約金額を記入すること。共同企業体としての施工経験は出資比率に応じた金額にて評価するため、出資比率に応じた金額を記入すること。
20. 施工実績を2件以上記載した場合については、評価対象としない。
21. 「建設業許可番号」、「CORINS登録番号」等、各記載欄は正確に記載すること。各記載欄のいずれか1つでも記載の無い場合、確認のできない場合は、評価対象としない。
22. 「合計点」欄は、発注者が記入する。(【配置予定技術者】の「法令による資格」、「継続教育(CPD)の取組状況」、<施工経験>の3項目の合計点数。)

総合評価 技術提案書 (配置予定技術者)

工事名	
提案企業名	

【配置予定技術者】
＜資格等＞

※↓発注者記入

番号	氏名	従事役職 主任（監理）技術者 または現場代理人	若年（35歳未満）	女性	左記の事項を証明する書類	点数	発注者履行確認欄	
			生年月日				配置技術者	確認印
1			昭和 平成 . .					
2			昭和 平成 . .					
3			昭和 平成 . .					

※ 配置予定の若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人を評価の対象とする
※ 若年の場合は「生年月日」を、女性の場合は女性の欄に「○」を記入すること。

1. 複数人記載している場合は、評価点の最も低い者で評価する。
2. 配置予定技術者の「氏名」の記載の無い場合は、評価対象としない。
- ＜資格等＞
3. 若年の主任（監理）技術者または現場代理人を配置する場合は、国家資格合格証明書等の生年月日を記載したものの写しを添付すること。また、女性の主任（監理）技術者または現場代理人を配置する場合は、パスポート等の性別を記載したものの写しを添付すること。写しの添付が無い場合は評価対象としない。
4. 「左記の事項を証明する書類」欄には、添付する書類の名称を記載すること。
5. 現場代理人の有資格は問わない。
6. 若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人の当該工事での配置履行がなされなかったと認められた場合、真にやむを得ない理由（退職、病気等）以外は、工事成績を減点し、違約金を徴収することとなるので十分留意すること。

総合評価 技術提案書（社会性・地理的条件）

工事名	
提案企業名	

【労働災害防止および交通事故防止等への取組】

項 目	有	無	備 考
建設業労働災害防止協会へ加入している			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。
過去1年度間に死亡事故および労働基準監督署からの是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「墜落事故等防止取組計画」を添付すること。 ・過去1年度間に死亡事故が発生したもの、労働基準監督署からは正勧告または書類送検を受けたものについては、評価対象としない。 ・「墜落事故等防止取組計画」の添付の無いもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。
交通事故防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「交通事故防止取組計画」を添付すること。 ・「交通事故防止取組計画」の添付の無いもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。

※ 「墜落事故等防止取組計画」および「交通事故防止取組計画」（以下「取組計画」という。）については、提出された取組内容を工事着手時の施工計画書に反映し、竣工時に工事写真等実施状況が確認できる資料で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うことになる。また、当該工事において死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において、減点対象となる場合がある。

【災害時の活動体制】

項 目	有	無	備 考
加入している団体等が坂出市と災害協定を結んでいる			協定名称 団体等名
			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、上記「協定名称」欄に協定名称を記載し、協定締結者が団体等の場合は「団体等名」欄に加入している団体等名を記載すること。 ・坂出市との協定の締結者が団体等の場合は、団体等に今年度加入していることを証明する書類の写しを添付すること。 ・坂出市との災害協定でないもの、協定名称、団体等名の記載の無いもの、団体等の証明書の写しの添付の無いものについては、評価対象としない。
災害時に応急対応が出来る体制が整っている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、緊急時の社内の連絡体制表および自社で保有している資機材等の一覧表を添付すること。 ・「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合には、評価対象としない。 ・「機材」「資材」については必ず保有場所を記載することとし、保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合がある。

※ 評価対象となる災害協定は、災害時における坂出市への支援について、坂出市と締結しているものとする。

※ 共通事項：「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、添付書類等のある場合についても、評価対象としない。
また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。

総合評価 技術提案書 (社会性・地理的条件)

工事名	
提案企業名	

【下請けの市内業者の活用】

項 目	該当する方に 「○」印を記入	内 容
下請けの市内業者の活用		次のいずれかを満たす。 ①全ての一次下請けについて、市内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用する。 ②市内に建設業法上の主たる営業所を有する元請業者(市から工事を受注した者)が工事の全てを自ら施工する。
		上記以外

- ※ ここでいう下請けは、元請業者（市から工事を受注した者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約によるものをいう。
- ※ 一次下請けに市内に建設業法上の主たる営業所を有する業者でない者が一者でもある場合は、「上記以外」の方に「○」を記入すること。
- ※ 二次下請け以降は評価対象としない。
- ※ 加点評価となった場合は、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書（注文書、請書および基本契約書等）および現場監督業務等の中で履行確認を行うものとする。なお、竣工時には、履行確認表（様式第4-5号）を提出するものとする。

- ※ 「○」印記入欄に記入の無い場合は評価対象としない。

墜落事故等防止取組計画

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

1. 安全教育の推進

（1）建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【安全教育に関する取組】

共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項 目	取組内容	実施頻度

2. 重機事故防止対策

3. 足場からの墜落事故防止対策

4. 飛来落下事故防止対策

（所在地）

（商号または名称）

（代表者氏名）

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

【作成上の注意】

①墜落事故等防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。

- （ア） 1. （1）に記載する取組内容として、アの【安全教育に関する取組】については必須内容とし、1項目以上記載すること。必須内容の記載が無い場合は、評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。
- （イ） 2. ～ 4. については、当該工事において、重機使用や足場使用、飛来落下に対する事故防止対策の必要がある場合で、かつ任意の取組内容がある場合は、該当項目に記載すること。なお、該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
- （ウ） 提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）

②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。ただし、1. における計画を実施する範囲はこの限りではない。

- （ア）建設従事者の範囲
 - ・元請業者の作業員
 - ・全ての下請業者の作業員。（測量、警備、資材搬入等の工事関係者も含む。）
- （イ）場所
 - ・工事現場
 - （ここで、「現場」とは工事を施工する場所および工事の施工に必要な場所および設計書で明確に指定される場所をいう。）

③本計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第 4-3-1 号および 4-3-2 号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第 4-4-1 号および 4-4-2 号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。

記載例

墜落事故等防止取組計画

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

1. 安全教育の推進

(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【安全教育に関する取組】

共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項 目	取組内容	実施頻度
TBM・KY	日常的な危険予知活動の実施	〇回／毎日
新規入場者教育	面接ミーティングや資格・免許等の確認	その都度

表内に少なくとも 1 項目は記載すること。

記載が無い場合は評価しない。

2. 重機事故防止対策

- ・重機との接触事故防止対策として、〇〇〇を実施する。など

3. 足場からの墜落事故防止対策

- ・足場の組立て、解体、変更の作業時および使用時には、常時全ての作業床において二段手すりおよび幅木の機能を有するものを設置する。など

4. 飛来落下事故防止対策

- ・チェックリストによる玉掛け方法や玉掛け用具の点検を図る。など

2.～4.について

重機や足場の使用や飛来落下に対する事故防止対策が必要な工事の場合において、必要最低限の取組を行うことを前提として、任意の取組計画がある場合は記載すること。なお、該当がない場合は「該当なし」と記載すること。記載の無い場合は評価しない。

（所在地）香川県坂出市〇〇町△△-□

（商号または名称）〇〇建設株式会社

（代表者氏名）代表取締役社長 〇〇 〇〇

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

交通事故防止取組計画

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守および交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

1. 現道上等での工事施工における交通事故防止対策

（1）現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策

・

（2）通行車からのもらい事故抑制対策

・

2. 交通安全活動への取組（宣言）

（1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。

（2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

3. 交通安全活動の指導

（所在地）

（商号または名称）

（代表者氏名）

※取組計画はA 4 サイズ 1 枚で作成すること。

【作成上の注意】

①交通事故防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。

- （ア） 1. （1）は必須内容とし、1項目以上記載すること。1. （2）は、工事施工場所が現道（道路法上の道路に限らず、敷地内道路等も含む、一般の交通に供する道路）上を含む工事である場合は、対策内容を1項目以上記載することとするが、現道上の施工を含まない場合は、「該当無し」と記載すること。
- （イ） 2. に記載する取組内容として、（1）および（2）の内容については必須内容とする。必須内容の記載が無い場合は評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。
- （ウ） 3. についての記載は任意とするので、取組内容がある場合は記載すること。なお、該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。
- （エ） 提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）

②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。

（ア）作業員の範囲

- ・元請業者の作業員
- ・一次下請業者（建設業法第2条第4項に規定する下請契約を締結した一次下請業者）の作業員。（測量、警備、資材搬入等は下請けの対象としない。）なお、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約の場合は、建設工事の下請契約に当たらないが、本計画においては、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約におけるダンプトラック運転手は作業員の対象とする。
- ・その他、対象者

（イ）時間帯

工事現場^{※1)}での作業開始時刻から作業終了時刻までとする。

ただし、作業開始時刻および作業終了時刻については、契約後に提出する実施計画書（様式第4-3-1号および4-3-2号）に明記すること。

（ウ）場所

- ・工事現場^{※1)}と現道との境界付近
- （例） ・工事現場進入口
 - ・現道上を移動しながら施工する植栽管理の現場^{※1)} 等
- ・工事施工に伴う移動区間
- （例） ・打合せ等のために現場から土木事務所等へ移動するために通行する区間
 - ・現場へ搬入土砂を運搬するためにダンプトラックが通行する区間 等

※1：「現場」とは工事を施工する場所および工事の施工に必要な場所および設計書で明確に指定される場所

③本計画が加評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第4-3-1号および4-3-2号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第4-4-1号および4-4-2号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。

記載例

交通事故防止取組計画

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守および交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

1. 現道上等での工事施工における交通事故防止対策

（1）現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策

- ・回転灯および電光表示板等の適正な配置
- ・工事車両出入口等の看板を〇〇に設置 など

1.（1）（2）どちらも、現道上等（敷地内道路等を含む）を通行する第三者に対する対策を記載すること。

（1）は必須項目であり現道上等の施工がなくとも1項目以上は必ず記載すること。

（2）通行車からのもらい事故抑制対策

- ・衝撃吸収緩和材の適正な配置 など

（2）は現道上等での施工がある場合に記載すること。なお、現道上等での施工がない場合は「該当なし」と記載すること。
記載が無い場合は評価しない。

2. 交通安全活動への取組（宣言）

- （1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。
- （2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

2. の上記項目は必ず記載すること（内容変更は認めない）。なお、任意の取組がある場合は、追加で記載すること。

3. 交通安全活動の指導

- ・資材納入業者等工事関係者に対して、交通安全活動を指導します。 など

3. は任意の取組があれば記載すること。該当がない場合は「該当なし」と記載すること。
記載が無い場合は評価しない。

（所在地）香川県坂出市〇〇町△△-□

（商号または名称）〇〇建設株式会社

（代表者氏名）代表取締役社長 〇〇 〇〇

※取組計画はA4サイズ1枚で作成すること。

様式第3-2号「災害時の活動体制」における連絡体制表等の記載例

○緊急時の社内の連絡体制表

緊急時の組織体制と指揮命令系統について記載すること。

社長
〇〇市〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

災害対策本部長
〇〇専務
〇〇市〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

総務班長
〇〇課長
〇〇市〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

災害対策本部長
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

【記載上の注意】

- ・社内の連絡体制について記載すること。（発注機関や公共施設等の記載は不要。）
- ・班編成、役職名および役割名等は、会社の体制に合わせた名称を適宜記載すること。
- ・本資料は、あくまでも本工事における総合評価のみに使用するものであり、対外的に公表するものではないが、携帯電話等個人情報に関する記載内容は任意とする。
- ・指揮命令系統的なものではなく、単なる一覧表的なものについては、命令系統が判断できないため、評価対象としない。
- ・記載内容が簡易すぎて連絡体制が確認できない場合は、評価できない場合がある。

業務班長
〇〇課長
〇〇市〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

災害対策本部長
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

〇〇班長
〇〇課長
〇〇市〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

災害対策本部長
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000
所属従業員：〇〇
Tel 000-000-0000
携帯 000-000-0000

○自社で保有している資機材等の一覧表

自社が保有している人員や資機材について記載すること。

資源名	種類	人数・数量	保有場所
人員	社員 一般世話役 特殊運転手 普通作業員	〇〇人 〇〇人 〇〇人 〇〇人	
機材	〇〇m ³ 級バックホ 〇〇tダンプトラック	〇〇台 〇〇台	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇】
資材	土のう袋 ブルーシート	〇〇袋 〇〇枚	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇（自社保有倉庫）】

【記載上の注意】

- ・表内の名称等は、会社の保有状況に応じて、適宜記載すること。また、必要に応じて行挿入等を行うこと。
- ・記載内容は、あくまでも災害時等の緊急時に必要な範囲で構わないものとする。
- ・「人員」、「機材」、「資材」の3つの資源については、必ず記載することとし、いずれかでも記載がない場合は評価されない。
- ・本資料は、災害時の応急活動体制を確認するものであるため、「機材」「資材」の保有場所が記載されていない場合、記載されていても、保有場所が特定できない場合、また保有場所が遠方であり、災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なもの（例えば、懐中電灯等）であり、災害時の応急活動が困難と考えられる場合は、評価できない場合がある。

総合評価 技術提案書 (技術提案) 実施計画・報告書

工事名			発注者履行確認欄
提案企業名			
評価項目	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項		
評価細目	3-〇. 地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)について		受注者が押印
評価内容	・当該工事において実施する、地球温暖化防止対策(排出CO ₂ 量削減等)の取組について評価する。 ・提案項目数は、2項目(1項目1内容)以内とする。 ・有効な提案が2項目ある場合は〇点、有効な提案が1項目ある場合は△点を加える。		受注者履行確認
提案事項	当該工事における、地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)について、具体的な取組内容を提案すること。 技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。		
履行確認方法	提案事項の履行確認方法を記載すること。 技術提案様式第2号の履行確認方法を転記してください。		
○自主点検の方法および頻度 ○自主点検実施者および履行確認者 ○履行報告資料	○提案事項の自主点検・履行確認の方法および頻度について (方法) ・自主点検の内容、確認方法(目視を含む)を、具体的に記載すること。 ・点検結果は別添チェックリストに記録する等、記録方法を具体的に記載すること。 (頻度) ・自主点検の頻度(〇〇ごとに実施)を、具体的に記載すること。 ・履行確認の頻度(〇回/月(以上)、〇〇の段階で実施等)を、具体的に記載すること。 ○自主点検の実施者および履行確認者について ・自主点検実施者(提案事項を点検する担当者)の氏名を記載すること。 ・履行確認者(提案事項が履行されているかの確認者)の氏名を記載すること。 (注: 自主点検実施者と履行確認者は同一であってもかまわない。) ○履行報告の提出資料について ・写真、チェックリスト、その他資料等、竣工時の提出資料を具体的に記載すること。		
その他	・様式第4-1号は、施工前に記載し、施工計画書に差し込むこと。(施工計画書の一部とする。) ・写真には、通常の施工写真とは別に、総合評価項目番号(例: 施工計画項目1)点検日付、履行確認者氏名を記載した黒板を配置し撮影すること。		

総合評価 技術提案書 (施工計画) 実施計画・報告書

工事名			発注者履行確認欄
提案企業名			
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性		受注者が押印
評価内容	・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取組について評価する。 ・提案事項①および②両方を評価した場合に20点を、①または②のいずれか一方を評価した場合に10点を加点する。		
提案事項①	コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要)		
	〇〇工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。		
	技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。		
履行確認方法①	提案事項の履行確認方法を記載すること。		
	技術提案様式第2号の履行確認方法を転記してください。		
提案事項②	コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について		
	〇〇工における、コンクリート吐出し口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。		
	技術提案様式第2号の提案事項を転記してください。		
履行確認方法②	提案事項の履行確認方法を記載すること。		
	技術提案様式第2号の履行確認方法を転記してください。		
○自主点検の方法および頻度 ○自主点検実施者および履行確認者 ○履行報告資料	○提案事項の自主点検・履行確認の方法および頻度について (方法) ・自主点検の内容、確認方法(目視を含む)を、具体的に記載すること。 ・点検結果は別添チェックリストに記録する等、記録方法を具体的に記載すること。 (頻度) ・自主点検の頻度(〇〇ごとに実施)を、具体的に記載すること。 ・履行確認の頻度(〇回/月(以上)、〇〇の段階で実施等)を、具体的に記載すること。 ○自主点検の実施者および履行確認者について ・自主点検実施者(提案事項を点検する担当者)の氏名を記載すること。 ・履行確認者(提案事項が履行されているかの確認者)の氏名を記載すること。 (注: 自主点検実施者と履行確認者は同一であってもかまわない。) ○履行報告の提出資料について ・写真、チェックリスト、その他資料等、竣工時の提出資料を具体的に記載すること。		
その他	・様式第4-1号は、施工前に記載し、施工計画書に差し込むこと。(施工計画書の一部とする。) ・写真には、通常の施工写真とは別に、総合評価項目番号(例: 施工計画項目1)点検日付、履行確認者氏名を記載した黒板を配置し撮影すること。		

実施状況

項目(細目)番号

写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載すること。 (〇〇について、△△がなされていた等)	
写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載すること。 (〇〇について、△△がなされていた等)	
写真撮影日	実施状況写真
年 月 日	(写真貼付)
履行確認者氏名	
履行確認者所見	
・提案事項の履行確認時の状況について、所見を記載すること。 (〇〇について、△△がなされていた等)	

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

(作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分)

1. 安全教育の推進			
(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進			
ア 建設従事者に対する安全教育の実施			
【取組内容】			
安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。			
	項目	取組内容	実施頻度
【履行確認者氏名】		【自主点検実施者氏名】	
【実施計画等】			

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【1】 実施計画書

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

1. 安全教育の推進	
(1) 建設事業者等を対象とした安全教育の推進	
イ ○○○○ （任意の取組計画がある場合は記載すること）	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	
ウ ○○○○ （任意の取組計画がある場合は記載すること）	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【2】 実施計画書

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

2. 重機事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
(2) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【対策実施責任者氏名】
【実施計画等】	
4. 飛来落下事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【1】 実施計画書

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

1. 現道上等での工事施工における交通事故防止対策	
(1) 現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	
(2) 通行車からのもらい事故抑制対策	
【対策内容】	
【履行確認者氏名】	【自主点検実施者氏名】
【実施計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

交通事故防止取組計画【2】 実施計画書

（作業開始時刻：午前 時 分／作業終了時刻：午後 時 分）

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
（1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
（2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【取組実施責任者氏名】
【取組計画等】	

※本実施計画書は、施工前に作成し、施工計画書内の「安全管理」の章に差し込むこと。

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進		
(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進		
ア 建設従事者に対する安全教育の実施		
【対策内容】		
安全教育に関する取組として、共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。		
項目	取組内容	実施頻度
【履行確認者氏名】		【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】	

※実施計画書（様式第 4-3-1 号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

墜落事故等防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 安全教育の推進	
(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進	
イ ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】
ウ ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第 4-3-1 号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

墜落事故等防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 重機事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】
3. 足場からの墜落事故防止対策	
(1) ○○○○	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第 4-3-2 号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

交通事故防止取組計画【1】 履行確認表

発注者履行確認欄

1. 現道上等での工事施工における交通事故防止対策	
（1）現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】
（2）通行車からのもらい事故抑止対策	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第 4-3-1 号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

交通事故防止取組計画【2】 履行確認表

発注者履行確認欄

2. 交通安全活動への取組（宣言）	
（1）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】
（2）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。	
【取組内容】	
【履行確認者氏名】	【写真撮影日】 年 月 日
【履行確認者所見】	【実施状況写真】

※実施計画書（様式第 4-3-2 号）において、履行確認のための提出資料を記載した場合は、本履行確認表と合わせて監督員に提出すること。

【下請けの市内業者の活用】 履行確認表

発注者履行確認欄

工 事 名 : _____

商号または名称 : _____

加 点 の 有 無 : _____ 有 ・ 無 _____

【履行確認者氏名】		【履行最終確認日】	
		年 月 日	
【確 認 内 容】			
①一次下請業者名	②市内・市外	③下請工事内容	④資料・確認方法

以下の該当するチェック欄に「○」印を記入すること。

チェック欄	内 容	履行結果
	①全ての一次下請けについて、市内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用した。	技術提案書の 提案のとおり 履行
	②市内に建設業法上の主たる営業所を有する自社において、工事の全てを自ら施工した。	
	上記①もしくは②について、履行することができなかった。	不履行

年 月 日

所在地

商号または名称

代表者氏名 様

坂出市長

技術提案審査結果通知書

貴社から提出のあった技術提案書について審査した結果、下記のとおり評価したので通知します。

配置予定技術者で、得点の得られた提案の履行がなされなかったと認められた場合においては、坂出市総合評価落札方式（工事）の手引きに基づき、工事成績評定点を減点し、違約金を徴収することとなります。

なお、社会性・地理的条件における評価項目「労働災害防止および交通事故防止等への取組」（下表※印の評価項目）において、得点の得られた提案の履行がなされなかったと認められた場合においては、技術提案書様式第 3-2 号に記載のとおり、別途工事成績評定で評価し、減点となる場合があります。

契約年度		工事番号	
工 事 名			

評価の視点	評価項目			得点／配点
配置予定技術者	若年（35 歳未満）または女性の主任（監理）技術者または現場代理人			／ 1 0
※社会性・ 地理的条件	※労働災害防止および 交通事故防止等への取組	評価 細目	墜落事故等防止への取組	有 ・ 無
			交通事故防止等への取組	有 ・ 無

墜落事故等防止取組計画および交通事故防止取組計画に係る注意点

墜落事故等防止取組計画および交通事故防止取組計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第 4-3-1 号および 4-3-2 号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第 4-4-1 号および 4-4-2 号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。

従って、別紙提出された計画に基づく「実施計画書」は、工事着手時施工計画書へ差し込みのうえ工事監督員へ提出し、また「履行確認表」は工事竣工時竣工図書と併せて工事監督員へ提出すること。

技術提案書実施計画・報告書（様式第 4-1、4-2 号）、技術提案書実施計画書（様式第 4-3-1、4-3-2 号）および技術提案書履行確認表（様式第 4-4-1、4-4-2 号）の様式は下記坂出市ホームページに掲載しております。

市政情報⇒入札契約支払⇒入札関係⇒入札見積関係書式⇒総合評価方式関係

【問い合わせ・連絡先】

香川県坂出市役所

総務部総務課契約係

TEL：(0877)-44-5002（直通）

(受注者)
住 所
氏 名 様

坂出市長

工事成績の減点値および違約金通知書

下記工事における、貴社からの技術提案について、履行がなされていないと認められる項目があるので、下記のとおり工事成績の減点および違約金の徴収を行います。

なお、違約金の徴収は、請負代金との相殺により行います。

この通知の内容について疑義があるときは、この通知を受けた日から 14 日（休日を含む）以内に、疑義の趣旨を付した書面により、説明を求めることができます。

記

契約年度		工事番号		所属名			
工 事 名				請負金額			
工 期	着工	年 月 日		受注者名			
	完成	年 月 日		現場代理人			
竣工年月日		年 月 日		主任技術者 (監理技術者)			
評価項目 又は細目		配点	入札時の得点 ②	施工後の得点 ③	工事成績の減点値 (項目毎) ①	入札時の 得点合計④	入札時の 加算点(F)
技術 提案	1-1						
	1-2					施工後の 得点合計	施工後の 加算点(E)
	2-1						
	3-1						
	4-1					合計点 (満点)⑤	加算点 (満点)⑥
施工 計画	1						
	2						
	3					当初契約金額(円)(C)	
配置予定 技術者計	1						
	2					工事成績の減点値(点)⑦	
	3						
社会性・地 理的条件	下請け						
						違約金(円)	
合計							

◎工事成績の減点値＝((A－B)／A)×(該当項目の加算点/合計加算点)×13 点
A：入札時の技術提案の値 B：施工後の実施に対する値 ※工事成績の減点値は、少数以下四捨五入した値とする。
工事成績の減点値(項目毎)①＝((入札時の得点②－施工後の得点③)／入札時の得点②)×(該当項目の加算点/合計加算点)×13 点
＝((入札時の得点②－施工後の得点③)／入札時の得点②)×(入札時の得点②/入札時の得点合計④)×13 点
＝(入札時の得点②－施工後の得点③)／入札時の得点合計④×13 点
該当項目の加算点/合計加算点＝((入札時の得点②/合計点⑤)×加算点⑥)／((入札時の得点合計④/合計点⑤)×加算点⑥)
＝入札時の得点②/入札時の得点合計④
○工事成績の減点値⑦＝Σ(工事成績の減点値(項目毎)①)
◎違約金＝C－C×((D＋E)／(D＋F))
C：当初契約金額 D：標準点＝100 点 E：施工後の実施値における合計加算点 F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点
※違約金は、1 円未満切捨てとする。
※なお、契約変更等により、入札時に有効とされた評価項目の履行が不可能となった場合については、工事成績の減点および違約金の徴収対象としない。(施工後の得点③は入札時の得点②のままとし、減点しない。)

<受注者>

所在地

商号または名称

代表者氏名 様

坂出市長

相 殺 通 知 書

坂出市が貴社に対して有する下記 1 の請負契約に係る下記 2 の自働債権を、貴社が坂出市に対して有する下記 3 の受働債権とで、対当額で相殺するので通知します。

記

1 請負契約の表示

工 事 名

工 期 自
至

請負代金額

前 払 金 額

部分払金額

請負契約日

2 自働債権

違約金請求権 円

年 月 日付け坂総第 号で通知した工事成績の減点値および違約金通知書の違約金額

3 受働債権

請負代金請求権 円

上記 1 の請負契約の請負代金額 円から前払金額 円および部分払金額 円を差し引いた額

4 相殺充当

上記 2 の自働債権を上記 3 の受働債権に充当する。

この結果、上記 3 の受働債権のうち、 円が貴社が坂出市に対して有する請負代金請求権となる。

年 月 日

坂出市長 殿

<受注者>

住 所

商号または名称

代表者職氏名

相殺通知受領書

年 月 日付けで通知された下記工事の相殺通知書を受領しました。

記

1 工事名

2 工 期 自
至